

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起が休日に當たるときは、その翌日)

定により告示する。

昭和四十九年五月二十八日

昭和四十九年五月十日	指定年月日	名稱	所在地
菊川医院	八頭郡用瀬町四二七		

鳥取県告示第四百八十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第三百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年五月二十八日

鳥取県知事
平
林
鴻

一一) 拝余予定て系る深安林の所在場所

鳥取市松上字妙見谷一二五〇の二、一二五一、一二五四から一二五

七まで（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

角隅（五）

(二)解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県告示第四百七十九号

告示

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規

林道敷地とするため
解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市細見字向谷七四一の第五（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 解除の理由
林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字中谷七三七の五二から七三七の五五まで、字片平山七六一、字大口龜原山七五五の一、字深塔山七六一(以上七筆につ

いて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十二号

昭和四十八年三月三十日付けで倉吉市富海二七一番地一富海土地改良区

から申請のあつた倉吉市富海地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年五月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

鳥取県告示第四百八十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月二十八日から用途

廃止した。

昭和四十九年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一

場所	(面積 平方メートル)	用途
八頭郡船岡町大字下野字森原野三四一番四地先から同町大字下野字森原野三四一番二地先まで	四・一六	道路敷

鳥取県知事第4548十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月二十八日から用途廃止した。

昭和四十九年五月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

場所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡船岡町大字下野字砂地三四八番一地先から同町大字下野字砂地三四九番一地先まで	一四・四〇	道路敷

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年五月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頼

一 日時 昭和四十九年五月三十一日 午前十一時十五分

- 一 場所 鳥取市東町一丁目110番地 鳥取県教育委員会委員長
 二、議題 (1) 鳥取県社会教育委員の任命について
 (2) その他

公 告

昭和49年5月28日

鳥取県知事 平林鴻三

昭和49年5月12日に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

受験番号 氏名 受験番号 氏名 受験番号 氏名 受験番号 氏名

1 沢田 賢治	3 若林 義昌	5 大垣 一夫	8 高津 富広
13 渡辺 康美	14 長谷川正盛	20 福田 義規	21 小田原忠昭
24 松原 和徳	26 乗本 裕之	27 渡部 福次	30 本池 寿昭
39 石上 克巳	41 北村 浩	44 細谷 敏夫	51 戸田 悟
56 井上 新寿	64 田栗 登	65 山崎 一夫	72 小矢野正義
78 田栗 公雄	76 沢成 広	83 入江 清	86 岡 近治郎
88 山本 勇	90 坂田富久雄	93 東 伯紀	94 安藤 美行
96 野村 真一	102 見上 操		

精神衛生法施行細則(昭和四十九年四月鳥取県規則第二十一号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

正 認

頁二	段行謹	正
上四	精神障者	精神障害者
"終りか	三十六条	第三十六条
"ら七	様條第十一号	様式第十一號
"下二	鰐川十九	第三十九条
"七八	情感昂揚刺戟性	感情昂揚刺戟性
"被鑑定者に關す	被鑑定者に關す	被鑑定者に關す
る陳述書	する陳述者	する陳述者
持続睡眠療法	持続睡眠療法	持続睡眠療法
下要	下記	下記
させたい	させた	させた
鳥取県指令受健第号	退院命令書	鳥取県指令受健第 号
条13条	第13条	第13条
発扶養義務者	扶養義務者	扶養義務者